

(仮称) 葛飾区人権基本条例制定のための懇談会

第2回 議事録

- 1 日時：令和7年4月18日（金）午前9時55分～午前11時35分
 - 2 場所：葛飾区総合庁舎新館7階 705会議室
 - 3 出席者（委員）：木村会長、炭谷副会長、鈴木委員、岩田委員、小林委員
（区）：総務部長、人権推進課長 他事務局職員
 - 4 欠席者：青木委員
 - 5 傍聴人：3名
-

概要は以下のとおり

1. 開 会

会長が開会を宣言した。

2. 議事録、所掌事項について

事務局から、議事録については設置要綱第8条の規定に伴い公開とする事、所掌事項として

（1）条例の制定に向けて、各人権課題における、区、区民及び事業者の役割及び基本的な取組の方向性に関する事項。（2）その他全ての国民の人権が尊重される豊かな地域社会実現のための施策に関し、条例の制定に向けて区長が必要と認める事項について説明した。

3. 懇談会の運営について

- ・（仮称）葛飾区人権基本条例制定のための懇談会運営要領の内容の再確認

（令和6年10月21日会長決定）

- ・傍聴人入室（可否の判断）

○会長 それでは、続きまして、本日の次第に沿って、この懇談会の運営について入らせていただきます。

まず、今回の設置要綱第10条により「懇談会の運営に関して必要な事項は、会長が別に

定める。」と規定しており、第1回の懇談会において傍聴人に関する事項を運営要領に定めています。

つきましては、本日の傍聴希望者について事務局に確認いたします。傍聴希望者数等を皆さんにお知らせしてください。

○事務局 本日の懇談会の傍聴希望者は3名でございます。

○会長 ありがとうございます。

それでは、先ほどの要綱第8条の規定に基づき、これより会議の議事を公開とし、3名の方に傍聴をしていただきたいと思います。委員の皆様のご了解を頂きたいと思います。よろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

○会長 ありがとうございます。

では、傍聴を許可しますので、傍聴者の方々に入ってください。

(傍聴人入室)

4. 葛飾区総務部長 挨拶

○会長 それでは、これから審議を始めたいと思いますが、審議に際しまして、まず事務局のほうからご挨拶をお願いいたします。

○葛飾区総務部長 昨年度よりお世話になっております。

まず、第2回（仮称）葛飾区人権基本条例制定のための懇談会にご出席を賜り、誠にありがとうございます。前回に引き続きまして、こうして皆様と一緒に議論ができることを大変心強く思っております。

本懇談会には、学識経験者の皆様をはじめ、様々な分野でご活躍されている方々にご参加いただいております。それぞれの専門的な視点や豊かな経験に基づいたご意見は、互いの人権を尊重し、協力し合い、支え合うことにより、多様な可能性が開花する地域社会の実現を目指す本条例の制定を進める上で大変重要であると考えております。

本日の会議では、皆様の多様な視点を生かしながら、よりよい条例案をつくり上げていくために活発なご意見の交換をお願いしたいと考えております。委員の皆様、そして事務局が一丸となって、区民にとって意義のある人権条例を制定できますよう、引き続きご協力をお願いいたします。

私の挨拶とさせていただきます。

○会長 それでは、よろしくお願いします。

なお、本日の懇談会の議事録等の作成のため、ＩＣレコーダーで録音させていただくとともに速記者が出席しておりますので、ご了解を頂きたいと思います。

５．配付資料の確認

- ・第２回（仮称）葛飾区人権基本条例制定のための懇談会 次第
- ・席次表、委員名簿
- ・（仮称）葛飾区人権基本条例制定のための懇談会 設置要綱
- ・（仮称）葛飾区人権基本条例制定のための懇談会 運営要領
- ・資料１（仮称）葛飾区人権基本条例に係る説明資料及びツリー図
- ・資料２ 第１回懇談会会議録（議事概要）について
- ・資料３（仮称）葛飾区人権基本条例の改訂案、新旧対照表

６．配付資料の説明

事務局から資料１、２、３について説明

資料１ ①区、区民及び事業者などの責務を規定し、人権課題に携わること②男女平等、子ども、高齢者、障害など１２種類の人権課題を条例に規定③犯罪被害者等への支援体制を盛り込んだ。また、なぜこの条例を制定するか、条例の特徴体系イメージ、構成を明記した。

資料２ 第１回懇談会議事概要 前回の懇談会の内容を要約したもの

資料３（仮称）葛飾区人権基本条例の改正案について

また、送付した資料に対する事前質問として２人の委員から意見が寄せられた。

副会長から

- １、「第１１条について、第１項と第２項は規定内容が重複し、整理が必要ではないか。
第２項を次のように改めてはどうか。例えば、区は前項に定める教育及び啓発に関する活動を行うに当たっては、次の事項を留意して実施するものとする」
- ２、「第１５条についての助言、指導を行う対象が異なっていると思われるので、対象を明記するべきではないか。特に人権侵害を行った者への措置が重要である」
- ３、「本条例は、実効力を持たせるためには、具体的な事業、執行体制、予算の措置を用意することが必要である」。

欠席委員から

1、第3条第1項が第1条と重複しているので、不要ではないか。

2、第10条、差別禁止ではなく、ここだけの支援とするのはなぜか

これらの意見については、次回までに検討し、条例案に反映させていきたい。

○会長 資料2 前回の議事概要については、この場で了解というのは十分な時間がないので、一応今日中に目を通していただいて、もし修正点があれば今日のうちに事務局のほうにご連絡いただきたい。その上で、修正点があれば修正して、近日中に議事概要を公表するということですね。

○事務局 はい。

○会長 資料3、差し替えということで用意させていただきましたけれども、事務局のほうもいろいろな調整等もあるようで、昨年度の第1回の懇談会以降、特に関係団体からいろいろご意見を頂いたり、それからこの懇談会の委員の方々からご意見を頂くということで、かなり調整に時間も要しているということのようです。

ということで、今日のところは若干中間報告的な形で、第1回で示した基本条例案に対して委員からこれまで頂いたご意見を反映できるところは極力反映したと。それが資料3ということで、それはこの後説明をしていただくということで、そういう意味で、委員から頂いた意見も現在進行形の形であると。したがって、反映できたものは今日の資料3で用意していると。それから、まだ反映に至っていないものは、先ほど口頭で頂いている意見の概要をご紹介いただいたと。

これから委員の方々から今日の資料3についてさらにご意見を頂いて、それから、今ご紹介があった2人の委員からの意見についても、これからどういう形で反映させられるかということを事務局で検討して、それを8月上旬ぐらいになりますかね、これまでに頂いた意見を踏まえたものをまたお示しして、そして8月の第3回の懇談会でそのことについてまた審議をする、諮る、そういうことでよろしいですかね。

○事務局 はい、そのとおりでございます。

○会長 ということで、今、資料1及び2までご説明していただきましたけれども、ここまでのところで何かございますか。この後、資料3の説明していただきますけれども、そういう形で進めていきたいと。

それでは、資料3の説明をお願いします。

○事務局 それでは、本日資料を差し替えさせていただいている右上の「資料3」、差し替

えの葛飾区人権基本条例案と、差し替えの「(仮称) 葛飾区人権基本条例 新旧対照表」をご準備いただきながらご説明をさせていただきます。

今回、第1回の懇談会で頂きました意見に対する区の対応と、文言を修正した部分について本日も報告させていただきます。

条例案に下線をお示ししているところが今回変更した箇所となります。変更した部分につきまして、前文からご報告させていただきます。

なお、先ほども少し触れましたが、今回行いました関係団体のヒアリングにつきましては、最終実施が3月31日まで行ったことで、今回の条例案には反映されてございません。

まず初めに、前文についてご説明させていただきます。

目指す社会として、「多様な可能性が開花する地域社会」は、分かりやすく伝えるような工夫がされたほうがよい」、「葛飾区の実情を踏まえたような条例にするとよいのではないか」という意見を頂き、次のように修正させていただいております。

前文、下から8行目に下線を引かせていただいておりますが、「人々のきずなや地元への愛着が強く、下町人情あふれる土地柄が地域の魅力となっているかつしかにおいては、困った人に手を差し伸べ、足りないところは補い合う人々の優しさと、差別や偏見なく自分らしく生きることができる、人権尊重のまちづくりを目指していく。」といたしました。

また、前文、下から3行目、「全ての人々が互いの人権と個人を尊重し、協力し合い、支え合うことにより、多様な可能性が開花する地域社会を実現するために」と追記し、「下町人情あふれるかつしか」の条例であることといたしました。

恐れ入ります。1ページおめくりください。

条例案2ページ、(定義)についてです。1、「差別の定義で職業に対する差別、宗教に対する差別が明記されていない」とのご意見を頂きましたので、こちらのほうを追記してございます。

同じく(定義)、(5)「子どもは18歳未満とするということであれば、高齢者の定義は何なのか」というご意見を頂きまして、このことについて、高齢者の定義づけをしている団体の条例はなかなか見つけることができず、法律上、また条例により年齢の定義が様々であること、また、当事者の意識としても多様であるというところから、区といたしましては、高齢者の定義づけ、特に年齢につきましては行わないものといたしました。

同じく(定義)の「外国人」の表記についてのご意見についてでございます。

(7)「外国人」の定義につきましては、現在、区では、具体的に示しているものはござ

いませんが、複数回にわたり法務部局と協議をいたしました。しかし、現在どのような変更をすべきか論議が、申し訳ございませんが、まとまっておらず、今回は修正いたしてございません。また改めて皆様のご意見を頂きたい点だと考えてございます。

「定義の対象、12の人権課題の問題で網羅できるのか」というご意見を頂きましたが、こちら先ほど高齢者では定義づけをしないというところから、定義に12の人権課題の定義づけは今行わない方向で考えてございます。

なお、既に「葛飾区人権施策推進指針」で表記しています12の人権課題を取り扱うことにつきましては第11条で明記しており、第2章の区の基本施策及び取組に関わる区の人権課題として判断いたしましたところでございます。しかしながら、この点につきましても皆様のご意見を改めて頂戴したいと考えているところです。

「差別」についての定義でございますが、「部落差別の場合はどのように読むのか」、また、「差別における「出身」ではなく、「部落差別」と読めないのではないか。このことについて関係団体とのヒアリングを反映してはどうか」というご意見を頂戴しております。現段階では関係団体とのヒアリングの中からも、第2条(3)の「差別」に係る「その他の理由」で読み取れるのではないかと判断しているところです。詳細につきましては、団体ヒアリングの結果でまたご説明させていただきたいと考えてございます。

次に、条例案3ページをご覧ください。基本理念と新旧対照表の2ページ目となります。

第4条(区の責務)の部分で、「区民一人ひとりが人権と多様性を尊重し」の部分で「区民一人一人が人権及び多様性を尊重し」に修正いたしました。

次でございます。条例案3ページの第4条(区の責務)と第5条(区民の責務)、また、第5条の1行目に頂いているご意見で、「区の責任としては「人権と多様性を尊重する」と書いていて、第5条の「区民」のところでは「人権を尊重」とだけ書いてあるので、区と区民の責務の内容が違うのか、バランスを整えるべきである」というご意見を頂きました。ここにつきましては追記・修正を行っているところです。

条例案4ページをご覧ください。(禁止事項)、第7条でございます。条例案には記載いたしましたが、第1回の懇談会でたくさんのご意見を頂戴しております。申し訳ございません、この点につきましては、今回事務局として意見をまとめるところがまだ十分ではなく、未着手の状況でご報告させていただいているところでございます。

条例案4ページ、(施策の推進)、第8条の4項をご覧ください。「人権及び多様性」であったものを「人権及び個人」と修正しております。

次に（犯罪被害者等に対する支援）、第10条の下段でございますが、「関係機関等との連絡調整」であったものを「連絡及び調整」と修正いたしております。

同じく条例案5ページの第10条の2、「犯罪被害者等が置かれている状況及び」であったものを「犯罪被害者等が置かれている状況並びに」と修正してございます。こちらは、ご意見で「犯罪被害者等に対する支援というところだけ非常に具体的になっている」というご意見を頂いております。現在のところ、このままとしている状況でございます。

次に、新旧対照表では次のページをおめくりいただきまして、第11条の2（1）「男女平等社会」の4行目に「その個性と能力」とあったものを「その個性及び能力」と修正してございます。

（7）、「疾病等に起因する差別及び偏見を防止すること」まででとどめてございまして、「防止するため、知識を普及啓発すること」を削除してございます。

（8）、「性別等及び性的指向」であったものを修正しておりますが、こちらにつきましては誤植でして、このまま残させていただくように修正させていただきたいと思っております。

（11）「インターネット」と（12）「避難所」につきましては、「特定の分野で関係団体が横断的な内容や考えをお持ちであるので、関係団体ヒアリングの際に聞いてほしい」というご意見を頂きました。今回、団体ヒアリングにおいて、インターネット問題につきましては、やり取りをさせていただいたところですが、団体とのヒアリングが行えておらず、「災害」につきましては団体からのヒアリング行いましたので、次回ご報告させていただきます。

条例案6ページ、「第3章 配慮及び相談等に関する体制」について。（表現の自由等への配慮）、第12条につきましては、「想定している人が不明なので、明記すべき。また、（情報の発信及び拡散に当たっての配慮）、第13条、「何人も、」とあり、第12条は主語がないのではないか」というご意見を頂きました。第12条につきましては、「何人も、」と主語を加え、第13条の「情報の発信及び拡散」であったところを「情報の発信」として、「及び拡散」を削除してございます。

（相談等に対する体制の整備）第14条と（相談等に対する措置）第15条につきましては、「相談体制の構築として、諮問機関と事務局体制の充実を検討してほしい」とのご意見を頂き、事務局としては、現在、東京都法務局、常設相談所などの様々な機関や、人権侵害に関する調査、助言及び指導を受けていくところでノウハウを持つ機関との連携や関係性を広げ、相談者に対して適切に対応が取れるところとの連携を図っていきたいということを考えているところでございまして、人権に関する啓発などを推進する機関として考えて

いるところです。しかしながら、このため、今のところ変更はしていないという状況でございます。

次でございます。条例案6ページ、「第4章 人権施策推進会議」についてでございます。条例案につきまして囲わせていただいておりますが、今回この条例を、より区民や事業者の皆様と実現するために、会議体の必要性があると事務局では記載いたしました。現在検討中の状況でございます。この状況につきまして、次回にまとめてご報告できればと考えております。

ご意見につきましては、最新版をめぐるご意見を中心にぜひご審議いただき、ご協力いただければと思っております。

私からの報告は以上でございます。

7. 議事

○会長 それでは、条文の見直しの中にはまだ現在進行形というものも含まれているということと、それから、今の説明で、表現の適正化を図ったというものと、それに加えて実質的な理由をもって修正したという、その両者があるようですけれども、この点について、この機会にもう少し、理由があるのであれば理由を聞きたいということであれば質問をお受けしたいと思います。

ということで、全体が現在進行形なので、そういう意味では、恐縮ですが、今説明があった資料3を今日の前提として、差し替え版について質問やご意見があれば頂きたいと思っております。

そして、全体非常に多くの内容にわたりますので、取りあえず、まず1ページから3ページまで、前文から第6条までの部分について、ご質問やご意見があれば頂きたいと思っております。そういう形で、区切りながら進めたいと思っております。

それでは、前文から第6条までにわたる部分でご質問やご意見があれば頂きたいと思っておりますが、いかがでしょうか。

○副会長 私は、決定的におかしいのは、2ページの(7)の「外国人」の定義です。日本人で国籍を持たない日本人がたくさんいらっしゃる、これが今最大の人権問題になっているのですけれども、この定義ですと外国人になっちゃうと。これは憲法違反になるんじゃないかなと、個人の尊厳では。明らかにこの条文はおかしいので、やはりなくてもいいんじゃないかなと。あえて定義が難しければ、ないほうが…あることは、これは憲法違反の条文だ

と思いますので、これはおかしいんじゃないかなと思いました。

それから、部落差別の点も、これでよいということであればそれで差し支えないのですが、一般的には、私自身が直接関わりました、例えば部落差別撤廃、部落差別解消推進法などではこのような表現はしていないのですね。

それから、また直接関わりました国立市の条例でも部落差別、両方とも部落差別解消推進法も「部落差別」という言葉を使っている。それから、国立市でも「部落差別」とズバリ書いているのですね。これで読めることは読めるのですね、「出身」「その他」と書いてありますから。つまり、「出身」だけでは読み切れないのですね、部落差別の場合。つまり、被差別部落という地域、それから例えば出身者と結婚した配偶者、それからそこに住んでいる人たち、このような人たちは「出身」というだけでは読み切れないので、私どもは、先ほど言った法律の段階とか、それから、国立市の条例の場合は「部落差別」という形で書いて。これでも十分読めるのです。大丈夫なのですからね。「その他」と書いてありますから。「出身」「その他」。そういうことで、ご検討の結果、こういうことであれば差し支えないんじゃないかなとは思いますが、こういうことが他の立法例では、法律とか条例ではあったということを付言しておきたいと思います。

それから、3ページ目ですけれども、いろいろと工夫されているのですけれども、教えていただきたいのは、第6条で、なぜ事業者だけが「多様性」をやめて「個人の尊重」というふうに変えられたのか。これはまさかトランプのD E I (Diversity, Equity, Inclusion 多様性、公平性、包括性) の排除ということを意識して書かれたわけではないと思いますけれども、人によっては、上のほうはみんな「多様性」と書いていて、事業者だけは「個人の尊重」と変わるのの説明ができるのかなと。これは質問ですけれども、私は「多様性」でいいんじゃないかなと思うのですけれども。区と区民は多様性を尊重しろ、事業者は多様性はどうでもいいというのはいかがかなということで、これはご説明があればお聞きしたいと思っています。

以上です。

○会長 ありがとうございます。それでは、事務局のほうからお願いします。

○事務局 ありがとうございます。第6条の（事業者等の責務）の「個人」というところにつきましては、事業者それぞれが考えていくというところの視点で今回実は変えさせていただいたということでございますが、今、委員のご意見としては、（区の責務）または（区民の責務）のところと同じがいいのではないかなというご意見を頂戴いたしましたので、もう

一度、すみません、再考させていただきたいと考えてございます。ありがとうございます。

○会長 修正した理由をもう少し説明していただきたいのですけれども。どうして「区」や「区民」とは区別をして、あえて6条のほうは「多様性」ということより「個人」という表現のほうがいいだろうと考えた事務局の考え方というのはもう少しないのですか。

○事務局 こちらにつきましては、それぞれ企業全体という形で考えていくところもあるかとは考えたところなのですが、個人の部分について、より明確に記載したほうがいいのではないかという視点から切り替えた…。

○副会長 私は、むしろ事業者のほうが多様性が重要で、例えば私ども済生会、来月発表しますけれども、「多様性重視の職場づくり」というのを掲げ、東京都も多様性重視の事業者ということで小池都知事がやっていらっしゃいますけれども、まさに多様性というのは、今、特に女性とか障害者とか外国人とか、このようなことを尊重するというのは一番重要なことじゃないかなと。ここをあえて違った表現にすると、やはり今の流れと逆行するんじゃないかなと思いました。これはご参考です。

○会長 ありがとうございます。

それでは、ほかの委員からございますか。1ページから3ページまでの部分でお願いします。

○委員 4条、5条、6条の、今の副会長のところとも関係しているのですけれども、「人権及び多様性」という趣旨がよく分からないのですけれども。直しというか。多様性を尊重していくのが人権ということになっていますし、憲法13条を根拠にするのだったら、人権を守っていくという話なので、これは法律の用語の使い方として、「及び」というのは違うものを並べていくので、すごく違和感があります。

前のガイドラインのところでも3本の柱というか、人権を尊重するんですよというのが1つの目標で、3番目として、お互いに支え合って、多様性を尊重するまちづくりを目指すんですよという体系になっているのですよね。それと併せて考えていくと、ここは「人権」と「多様性」はイコールというふうに僕は考えていますけれども、仮にそうじゃない部分で広がりというふうに考えるのだったら、4条もそうですけれども、人権をちゃんと守っていくんですと。さらに、より多様性の広がりを尊重していきますということで、より人権というのがかっちりしているところじゃなくても広げていくんですという考え方を取るのだったら成り立つのかなと思っていて、なので、一本で言うのだったら人権という話ですし、または多様性の尊重ということですし、ここはつなげるのだったら、「人権を尊重し」、「尊重」

「尊重」とつながるとあれなのですから、「人権を尊重し、より多様性が広がるものを目指していく」という形に4条も5条も6条もしていくほうが体系的な説明として正しいのではないかなというのが1点になります。より多様性を尊重して広がるよみtainな感じで、それを努めていくという形がいいのではないかなと思います。そこが一番大きい、考え方の問題になってきますし、この条例がどういうものなのかと説明するときに関係してくるところなので、1点話させてもらいます。

もう一点、後ろとも関係するのですけれども、第2条の(5)です。5号ですね。「子ども」の定義で「18歳未満」にしているのですけれども、これは後ろで言ったほうがいいのかな。子どもの権利条例との関係もあるからそうしているということなのかもしれないです。児童福祉法の観点からしたら18歳未満というのはあるのですけれども、もう一方で、今だと、こども基本法もできていて、さらに子若法(子ども若者育成支援推進法)の問題でヤングケアラーの問題もあって、基本的に40歳までとかというような枠組みが出てきているので、条例の中でここを狭める必要があるのかなというふうには思いました。「子ども」といった場合に、ここの定義がずっとかぶってくるので、落ちてしまうところがないようにするのだとすると、ヤングケアラーの問題とかへの対応とかは当然必要になってくるので、もう少し手当てが必要かなと思いました。

あと、「外国人」、副会長がおっしゃったところで、通常ほかのところの法体系云々だと緩い書き方というか、外国にルーツがある人たちというのは幅広くカバーしていくというやり方はあるのですけれども、僕も、ここで定義をして、それが何かに結びつくのかが分からないので、ちょっと違和感は感じました。

もう一点、前文のところに戻るのであるけれども、1ページで、線を入れて新しく書いているところで、これは確認も含めるのですけれども、「きずなや地元への愛着が強く」と、そのとおりなのだろうと、下町情緒はずっと葛飾区は大事にしてきたことなのでしょうけれども、「強く」というのを、そういうまちなんですよというのはここで書き込むことなのかなというか、そういうのを目指していきますよという意味で、より高めていきますよというのなら分かるのですけれども、エビデンスで何%以上が愛着を持っていますとかというのがあるからここに入れるのですよというのなら、それはそれで分かるのですけれども、強いかどうかというのは、結構主観的な問題のものがここに入っていくのがちょっとどうなのかなと。否定的な意味じゃなくて。ちゃんとここが説明できればいいと思いますし、ここで僕たちがこのまちを愛しているからという意味で、わざと入れたほうがいいという見解も

あるので、賛成・反対と言っている意味じゃないですけども、ここについては説明が必要になってくるのかなと思いました。

以上です。

○会長 ありがとうございます。事務局のほうから今の指摘について何かありますか。例えば前文のところについては、今回盛り込んだ経緯ですね。特定の委員等からご意見を頂いたとか、あるいは庁内調整で、こういうものを盛り込んだほうがいいんじゃないかという意見があったとか、その辺りの背景も含めて説明してもらえますか。

○事務局 実は庁内でも検討させていただいて、葛飾らしさというところをうたうにはどうしたらいいかというところで今回載せさせていただいたのが1点と、部長にもお話しいただきましたけれども、「住みたい方」という統計を取りますと、84%前後、84.5という値があるので、これを私どもの柱として今回記載させていただいたという状況でございます。

○会長 その他の点についてはどうでしょうか。

○事務局 今ご意見を頂きました、確かに子どもというところの視点については、今後の条例の展開だったり、社会状況に合わせてもう少し検討したらいいんじゃないかというご意見を頂きまして、もう一度再考しなくちゃいけないなと考えてございます。

すみません、追加してお話しさせていただいてもよろしいでしょうか。実は今、先ほど18歳というのは権利条例の関係でそちらを記載させていただいたのですが、ヤングケアラーなどについてという部分については、もう少し広い視野で捉えていくように検討したいと思います。

○会長 ありがとうございます。

それでは、今日はいろいろご意見を頂いて、そして最終的にまた8月以降に向けてよりブラッシュアップしていく、そういう機会にしたいと思いますので、ありがとうございます。

それでは、ほかの委員からも何かご意見はございますか。

○委員 ちょっと教えてもらいたいのですけども、前文の1ページ目で線が引いてある「こうした社会情勢の変化」のところなのですけども、「下町人情あふれる土地柄が地域の魅力となっているかつしか」とありますよね。この「かつしか」は平仮名で、ほかの「葛飾区」というのは漢字になっているのですけども、これは「区」がつくと漢字になって、「区」がつかないと「かつしか」なのですか。何か意味があって考えられているのか教えていただきたいのですが。

○事務局 ありがとうございます。実は葛飾区の中期実施計画に基づきまして、あえて平仮名つづりの「かつしか」という形を使わせていただいている状況です。

○会長 よろしいですか。

○委員 はい。

○会長 それでは、委員は何かコメントはございますか。

○委員 (5)の「子ども」のところで、18歳未満というのがすごく引かかるような気がします。少年法では16歳から少年審判でなく刑事裁判の対象となる事を踏まえると、18歳未満というのが引がかかります。

○会長 そういうご指摘も踏まえて考えてもらおうと。

○委員 もう一つ、先ほどのお話で、「外国人」のところの(7)で、「日本国籍を有しない区民」という「区民」という言葉、何か……。「区民」と言うのですかね。

○会長 この「区民」という定義も少し曖昧なところがありますね。「在住し」というのは、これは住所地を有するというのではなくて、在住しているというのは……。そうすると、ごく短期間でも区域内にいれば「区民」に入ることになるのかなということで、私も、「区民」の定義とか、もう少し詰めたほうがいいのではないかなという印象を持っています。ありがとうございます。

それでは、続いて、4ページ以降、第7条以降のところについてご意見を頂きたいと思います。

○副会長 終わりまででいいんですか。

○会長 はい。副会長、お願いします。

○副会長 問題提起ということで最初にさせていただきます。

まず第7条、これから検討されるということで、検討される際の参考にしていただきたいのですが、部落差別についての(1)の規定の仕方が、非常に私のような部落問題を研究している人間にとっては違和感を感じる。いきなり図書、これは示現舎のことを意識してトップに出てきているんじゃないかなと。むしろ部落差別で一般の区民が部落差別をするというのは、いろいろな書き込みとか、暴言とか、そういうもののほうが多いわけですね。

(1)でいきなり図書、地図の公表・流布というのは、あまり区民には直接すぐにはない行為で、まず一番区民にとって、こういう差別をやめてほしいという話というのは、やはり一般的な、言葉とか、書き込みとか、そういうものだと思うのです。そういう書き方がまずト

ップに必要で、次に、インターネットの利用による情報で、僕は、情報の提供もあるのでありますが、むしろインターネットによって差別をしちゃう、そちらのほうが重要だと思うのです。そちらのほうがはるかに多いので、「情報の提供」というのは、多分これも示現舎を意識して書かれている表現だと思うのですけれども、地名総鑑に載せるとか、そういうこと言っている。それももちろん重要なこと、大変なことなのだけれども、それよりも一般の区民にとっての部落差別というのは、やはりインターネットによって「あの人は何とかだ」という書き込み、これのほうが大きいわけですから、これを分かるような形にしていかなければ。そして、もちろん後ろのほうに書かれていることはいいのですけれども、やはり区民の立場になると、「これは俺らに関係ないよ」というふうに読まれちゃうおそれがないのかなと思いました。

それから、(5)、これはあらゆる差別と読めるということで、よいこと。これは別に意見ではなくて、そういうふうに読ませていただきました。

それから、気がついたところで言いますと、私が意見を言いました11条です。11条がどうしても1項と2項がダブっているし、同じような規定がまた前のほうにもあるのですね、第4条にも。3か所にも同じような条文が出てくるとするのは、これは立法技術的にちょっと妙な違和感を感じるのですけれども、やはり3か所も同じことが書いてあるというのは立法には普通ないのですね。だから、これは整理が必要なんじゃないかなと。本文の中の法令審査のところで詰めていただければと思うのですけれども、それを感じました。

それから、同じようなことで、2項で「高齢者が安心して暮らす」とか、「障害者が安心して暮らす」とか、これはそれぞれの専門分野の人が詰められたんだと思うのですけれども、例えば高齢者が安心して暮らすことができるように人権を守る、そういうことなのかなと一瞬考え込んで、昨日一日考えて込んでみたのですけれども、いや、そうじゃないんじゃないかと。例えば「障害者が安心して暮らす」というよりも、障害者の個人の尊厳とか、こういうことに人権を大切にしたいと思っているのですけれども、これだけでいいのか。もちろんこれも重要なことなんだけれども、これが十分これまで詰められてきてこの表現に凝縮しているのか、ちょっと説明が必要なんじゃないかなと思いました。別にこれに対する反対ではないのですけれども、何か表現として甘いんじゃないかなという形になっておりました。

ごめんなさい、前に戻って。大変重要なところでした。第7条の関係で、(1)です。先ほどの部落差別の関係なのですから、この中で「偏見」と書いてありますよね。偏見と

いうのは行為なのかなと。偏見のほとんどは頭の中で考えていることが多いので、このようなことを行為として捉えることについての疑問と、やはり憲法上、思想とか良心の自由というものが定められて、それは制約しちゃいけないはずなのですね。これで区民にはそういう考え方を持ちちゃいけませんよということを法律で義務づけちゃうということが憲法上大丈夫なのかなと。

私は勉強不足で大変申し訳ないのですがけれども、私の見る限りの立法例を見たのですが、多分ないと。どこかあったら教えてくださいといて、かつて文書で出したのですが、お返事が返ってこないのですが、これはどこかの立法例をモデルにしてつくられたのかどうか。多分、立法例で「偏見をしないように啓発を行う」、これはいいのですね。しかし、偏見を持ちちゃいけませんと。その場合は、持つのは、これは法的に義務づけられていますので、裁判規範になるのですね。だから、これでいいの？　これが憲法上の問題で、ある意味では、全て対外的に発露した場合は、「部落差別」で十分読めるんじゃないかなと思うので、あえてここで「偏見」と書いて大丈夫かなと。これはやはり憲法上の、先ほどの他の基本的人権との関係を考えて検討しなければと思っております。

それから、これはより重要なのですが、14条、15条の関係ですが、やはり私は、被害を受けた場合の救済関係をもう少ししっかり書く必要があるんじゃないかなと。「助言又は指導を行う」と。相談に来た人に対して指導をされると。私は、指導するのはむしろ加害者に指導するんじゃないかなと思っているので、この表現だと、来た人に「あなた、こうしなさい」といって、助言するのはいいけれども、指導するというのはおかしくて、やはり実際に救済するためには相談に乗って、場合によっては加害者に対していろいろな勧告とか、場合によっては、これは議論が必要でしょうけれども、罰則とか、氏名の公開とか、そういう救済制度が必要だと思うのですが、これはやはりある程度しっかり書かなくちゃいけないんじゃないかなと。「必要な措置」というふうに書かなくちゃいけないんじゃないかなと思うのと、その前提として、相談体制というのは前提になりますので、「相談体制の充実」というものも必要んじゃないかなと思いましたので、14条、15条は非常に重要な条文なので、もう少ししっかりと書く必要があるんじゃないかなと思います。

第4章は非常に結構なことで、私も前回意見をこの関係で言わせてもらいましたけれども、このような会議をぜひ設けていただくことはありがたいと思っております。

最後ですが、最後の「付則」の（経過措置）ですが、指針については、現在ある指針をみなすという規定になっているのですが、条例でこのように規定される

ということになると、この規定でいいのですけれども、ただ、せっかく条例をつくったのに、指針というのは区長がつくられたのですね。条例というのは1つ上なのですね。上のものがやはり条例の趣旨に照らして、しっかりした指針を早くつくらなくちゃいけないんじゃないかなと思います。

実は私は愛知県の人権審議会の委員になっているのですけれども、愛知県で人権条例をつくるときも同じような条文を置きました。そのとき、「やはりおかしい」と。私は、「立法の趣旨からいっても、できるだけ早く新しい指針を条例に基づいてつくるべきであって、知事のをそのままみなすというのはおかしい」ということを言った結果、今現在、早急に改定するよう進めているので、これについても、今さら大きいのはつくれませんので、できるだけ施行後はしっかりとした指針をつくるということを前提にしていなければならないと思います。

以上です。

○会長 ありがとうございます。今、副会長から、いわゆる立法上のつくり方のお話も含めて大変重要なご指摘を多く頂いたと思います。

特に私自身も、第7条の精神、趣旨というのは分かるのですが、副会長も言われたように、これが裁判規範的に扱われるのはなかなか難しいところがあるなということを私も感じています。先ほどご指摘があった、いわゆる内心の自由の問題を直接裁判規範として制約を加えるのかとか、あるいは全体が非常に幅広く書いてあるので、やはり広範性、広範過ぎてこれは条例上問題があるんじゃないかといったようなことも議論としてはあり得るので、どのような位置づけにするかということはいくつか検討が必要ではないかなと、そういうふうに感じている次第です。ありがとうございます。

今ご指摘があった点について、何か現段階で事務局からありますか。

○事務局 皆様からご意見ありがとうございます。ご指摘いただいたところにつきまして、もう一度内部で検討しながら次回のところに出していくというところと、あと憲法違反だというご意見も、もっと深く、ここでご助言を頂いて、きっちり確認してまいりたいと思います。

○会長 ありがとうございます。

それでは、ほかの委員からご意見があれば。

○委員 これは恐らく住民・区民に対して、こういうのをつくりましたよということで提供すると思うのですけれども、4月1日から東京都でカスハラ防止条例というのが4月1

日じゃなかったかな、今年の。ちょっとよく見てみたら、カスハラ、例えば、ただハラスメント行為ということに関して、それを禁止とかは構わないのですけれども、例えば（人権課題に関する取組）で、ハラスメントというのはどこに出てくるのかなと思って見ていたのですけれども、そうすると、例えば5ページの（人権課題に関する取組）で（10）に「ハラスメント」と出てきますけれども、これはカスハラは入っていないですね、カスタマーズ・ハラスメントというのは。それはもういいんだということですかね。

やはり東京都のほうでそういった条例で、結構これはあちこちで話題になることがあるのですよね。「今度のカスタマー・ハラスメントって何なんだろうね」とか、結構あるので、そういったことに区民・住民は結構興味があるのかなという感じもするので、カスハラについても何らかのことを、これはこれから出すんだと思うので、タイムリーだと思うので、何らかのことを入れたほうが住民受け、区民受けするんじゃないかなと思ったので、一言意見として述べさせていただきました。よろしくお願いします。

○会長 今の点について事務局からはいかがですか。

○事務局 ご意見ありがとうございます。再度検討させていただきたいと思います。

○総務部長 ちょっと補足になるのですけれども、区のほうでも、東京都が、今、委員がおっしゃったとおりにガイドライン等もつくってきておりますので、人事のほうでも、お客様から、区民の方からハラスメントを受けるということで、今対応しているところでございます。

今回、委員からも言っていたように、労働者の環境が、今これは内部だけの形になっていますので、社会情勢も変化してきておりますので、会社にも製品とかそういったところで、いわれのない苦情等が出てくる可能性もありますので、まさしく区民の方々にお知らせしていく条例でございますので、そうした点についても検討させていただきたいと思います。

○会長 ありがとうございます。

それでは、ほかの委員からございますか。

○委員 条例の構成の問題で、さっき副会長が話されていましたが、提案も含めてというか、重なるのが悪いわけではなくて、重要なものは重ねていくというのが法制執務上はあるのですけれども、11条のところでいうと2項です。11条1項のところで全般的な話をしていて、2項は、基づいて事項を具体的なものを入れていく必要があって、11条の表題で出しているのが（人権課題に関する取組）ですよね。だとしたら、取組を2項の1号か

ら12号までに少し入れていくというふうにしないと、例えば、ここでもう一回繰り返して「人権を守ります」とか「人権を尊重します」というのだと全く意味がない話になってしまっていて、そもそも人権を守るためにこの条例をつくっていて、じゃあそれをどうやって具体化していくのということになるので、条例で全部具体化はしませんが、一定程度の方針というか、方向性とか具体化は必要で、見ていくと、1号だと「男女平等社会」ですよ。これは条例を持ってきていて、その中身を入れていくんですよというふうに書いてあるわけですよ。

2号だと子どもの権利条例があって、そこでの取組というのをしっかり守っていくんですよ。3号の「高齢者」のところだとそういうのがなくて、「暮らすことができるように」と、すごく抽象的な形になってしまっていて、例えば計画を立てているのだったら、そこから持ってくるのか、孤独とか、孤立とか、つながりとか、居場所をつくるのか、どこまで具体化するのはありますけれども、重要なエッセンスをここにちょっと入れていくとか。

4号の「障害者」のところであれば、先ほども出ていましたけれども、分離ではなくて、個々のニーズに対応するためのインクルーシブ保育とかインクルーシブ教育を進めていくこととかいうようなところを入れ込んでいくというか、その程度は、理念的なものなので、そういうのは入れたほうがいいと思います。特に「障害者」のところ「安心して」とか、「人権を尊重すること」と書いてあって、トートロジー（同じ意味の言葉や表現を繰り返すことで強調効果を与える表現方式）というか、人権を守るためにどうするんですかといった場合に、分離教育とか、そういうのが問題なんですよ。包接とか「インクルージョン」とか、国連の勧告も受けていますし、だとしたら、そこでインクルーシブな保育・教育を進めていくんだというような書き込みが僕は必要だと思っています。

5号以降、副会長の専門の部落のところも、「解消」というだけじゃなくて、一言入れていくということで中身を入れていけば、ここの位置づけはおかしくないし、むしろ条例に対して抽象的なというより、葛飾の売りとして少し具体的な条例をつくったんですよというほうがいいと思うのです。人権尊重、多様性尊重というだけではなくて、それを具体化するための一歩はこの条例で踏み込みましたというのがあるべき姿かなと思います。

12号の「避難」のところと言うと、さらにほかの条例のつくり込みとか、法律でもあるのですけれども、ここは「災害」という形になってきて、ここは別に厚くていいのかなというのか、並びだけ見ると細かく書いてあるようなのですけれども、実は読んでみるとあまり書いてなくて、「避難所における」というところに関して限定していますけれども、避難がで

きないという状況がすごくあるのですね。「避難する段階」と「避難所の人権」というのは二重にあって、関連死の問題もありますけれども、例えば僕が書くのだと、「生活と平時の環境に近づけるための人的・物的整備を行う」とかというような文言をここに入れておくとか。もしこの12号を分けるのだったら、ア、イというふうに分けて、積極的な措置としてやるものと、それは避難所でプライバシーが、それぞれの配慮がなされていないとか、生理のナプキンが配られていないような状況だったりとか、いろいろな状況が、性被害の問題とかもあって、それに対して積極的な措置をしていくんですよというのと、プライバシーを確保しますよというのは2本、例えば分けてみるとかいうこともありますし、また、分け方の問題で言えば、最初に戻りますけれども、避難行動とか避難時の問題、あとは避難した後の問題での避難所での状態。その両方について、安全で、関連死がないような状況というのをつくっていくんですよ。それはまさに人権の問題なので。という形の作り込みがあるかなと思いました。僕は、ある程度の具体的なものというのは必要だなというふうに意見を出させていただきます。

あと、4ページのところで、8条の1項で「指針を策定する」。僕も副会長と同じ見解ではあります。条例の作り込みとしては、ここで「改定」というのを入れておくと1つのクリアにはなるのかなと。「指針の策定及び改定をするものとする」という形にしていって入れておくというのはほかの法律なんかでもある。常に回していくんですよ。条例は最高法規ではありますので、条例をつくって、それに基づいて具体的な指針とかを変えていくという方向で回していくというのだと、「策定及び改定」というのを入れておく。

あと、8条の4項。これは「区は、社会教育その他生涯にわたって」云々と書いてありますけれども、「あらゆる教育の場」というのだったら、一番抜けているのは学校教育。学校教育を抜くんですかという話ですよ。国の政策とか文科省の教育とかが抜けてしまうとかというのがよく子どもの政策のところでもあるのですけれども、葛飾区全体でやるのだったら、半分は学校の時間があり、家庭の時間がありということがあるのだったら、僕は、「区は」というところの「社会教育」の前に「学校教育及び社会教育その他生涯にわたって」という形のところで、ちゃんと学校へもいろいろな取組をしたりとか、先生への働きかけとか啓発とかはすごく重要で、いじめの問題があつたりとか、不登校の問題とかがあつたりするので、そこを除いてしまうとすごく問題だと思いますので、4項で「学校教育」というのをちゃんと入れてほしいと思います。

あと、10条の（犯罪被害者等に対する支援）というところでは、ここについて連絡調整

とあるのですけれども、連絡調整だけじゃなくて、やはり支援をしていくというか、平仮名つづりの「きょうだい」の支援とかが足らないと。遺族といった場合に、遺族の保護者は念頭に置かれるけれども、「きょうだい」とかが抜けちゃっているんだというので、いろいろな指針とかが改定されているというのが今の状況なので、そこを僕は本当は明記したいのですけれども、そこは具体的だという話であれば、でも、連絡調整するだけじゃなくて、葛飾としては一歩進んで、継続的な支援も行っていくんですよという形が1項に入っていくと、守って、同走して、いろいろな相談にもこれからも受け続けるんですよというのが入るところで、2項で「必要な施策」というところでも読み込めるといえば読み込めるのですけれども、それは具体的に10条の1項で入れ込んでほしいなと思います。

6ページのところで、13条のところになります。「情報の発信及び拡散に当たっての配慮」と見出しは残っているのですけれども、本文のところだとなぜ「拡散」をカットしてしまったのかが分からないのですというので、僕だったら、「発信」といって重なるということであれば、「発信（拡散も含む）」というような形にするというか、あえて拡散というだけで、「俺、発信していないよ」と、リツイートだよとかということはいっぱいあるので、そういうのも含めて人権を守っていくということであれば、何か入れ込んだほうがいいのかと思います。

あと、14条の（相談等に対する体制の整備）のところで言うと、区、国、東京都、役割分担というものもあるのですけれども、役割分担だけでなく連携していきますよという形の「連携強化」とか、人権の問題は葛飾だけで完結するものではないので、そうするのだとすると、あらゆるところと結びつけていきますよというところは入れたほうがいいかなと思います。

あと、15条のところの「助言、指導」は、助言・指導・勧告は全部行政指導なので、そういう意味だと一緒なのですけれども、ほかの条例とかいろいろなところでやるのだと、「勧告」というのも入れ込んでいくというのはあります。

あと、副会長が話した話だと、助言、指導は、名宛ては書いてないので、被害者に対してのものもあるし、いわゆる加害者に対してのものもあるので、読めることは読めるなど。両方に対しての手当てとしてやるんですよとありますが、やはり解決というのが何なのかというのがありますが、助言、指導の解決のための支援に加えて、被害者に対する支援もちゃんと整備していくんですよというところも葛飾の、優しい条例という言い方は変ですがけれども、一人一人に向き合っていく条例という形でやるのだったら、それを入れたほうがいい

のではないかなというふうには思います。

以上になります。

ごめんなさい、もう1点だけ。7条の1項で線を引いちゃったのですけれども、僕は元のほうがいいかなというか、元のと合わせるのだと、例えばさっき言ったみたいに、職場とか学校とか、明示されているほうがイメージが湧くので、「何人も、」の後、線を引いているのは復活させて、「職場、学校、地域」云々かんぬん、「その他の」の後に、「様々な場」じゃなくて、今線を引いた「その他のあらゆる場において」とか。で、こういう行為をやっちゃいけないですよという形で、「その他の」にすれば、前は例示なので、例えばということで挙げているんですよ。特に学校とかで注意してくださいね、インターネットでも注意してくださいねという意味でいうと例示で挙げておいて、そのまま線を引いた「その他のあらゆる場において」というのは生かすという形のほうがいいのではないかなと思います。

○会長 非常に多くの点についてご指摘を頂いたところでありますけれども、私の理解でいくと、条例としての立法の在り方というようなレベルの問題と、それから実際の施策として区のスタンスとしてどうなんだと、どの程度のことまでやることを考えているんだという、施策といいますか、スタンスに係るご意見も含まれていたと思います。

その点は非常に重要な点だと思うのですが、条文の順で行くと、そういう意味でいくと、10条の「犯罪被害者の支援」ということでご意見に含まれていましたけれども、これは今、全国的に各自治体が条例で施策を判断すること、そういう枠組みになっていて、犯罪被害者の条例というのをつくっている、そういう自治体もあるわけですね。そういう目で見ると、確かに今の条文だと「連絡調整」「普及啓発」と、一番ソフトな言葉で書いていますけれども、実際のところ、今回の条例をつくることを契機として、いわゆる支援に当たることを施策として行うことを考えているのかどうか、そこは非常に重要なところだと思いますけれども、現段階において区の考え方としては、そこはいかなのでしょうか。

○事務局 区といたしましては、まだ具体的にはご説明はできにくいところではあります。支援について検討していきたいと考えているところでございます。

○総務部長 今、会長からお話があって、具体的には柴又で女子大生が殺害された事件がございます。全国的に報道されていて、この事件がまだ解決されていなくて、お父様とお母様が警察に来たときに、家が焼けちゃって、戻るところがもうなかったのですね。そのときに警察ができる範囲というのは、娘さんを検視して、ご本人であるかというのを見て、警察の役割としては「もうこれでお帰りください」というようなお話が出たときに、お帰りくださ

いと言われても帰る家がないんですというような状況から、区のほうとしても何とかしなきゃいけないかなというのが実情で、今、各委員さんのほうからお話があったように、警察との連携、それから加害者は結構いろいろな支援があるのですけれども、被害者側のほうがなかなかないということで、今、委員の皆様から頂いた内容で、実際にこれをやろうとすると、本当に真剣に係をつくったり、組織を変えていかなきゃいけないというのが我々現場の意見でして、その辺のところは事務局からも、私も人事のほうも持っているので、変な話なのですけれども、自分で自分を何とか改善しなきゃいけないというのが現状でございます。

ただ、ほかの自治体を見ても、きちんとしているところもありますし、まだまだ我々の区と同じような状況もありますので、将来的には、各委員さんが今お話ししたとおりに、相談をきちんとして、支援をしていくような形が取れるようにしていきたいというのが私どもの気持ちでございます。

○会長 ありがとうございます。

次に、11条についても委員からご意見を頂いて、確かに私も共感できるところで、「取組」という表題にしている以上、それに少しそろえたといいますか、反映させたような書きぶりにしたほうがいいのではないかと。

ただ、この点については、最後に申し上げる予定だったのですが、ご意見を今から1週間一応期限を切らせていただいて、今日十分言い尽くせなかったようなこともおありでしょうから、文章でご意見の形で事務局に頂きたいということをお願いしたいと思っています。そこで、今のは大変重要なご指摘だと思うので、少し事務局をサポートする趣旨もあって、文章で、このような例示が考えられるんじゃないかということを受けると大変ありがたいと思います。

それから、13条、14条、15条の点で、これも先ほどの施策の内容自体のことに関わることだと思うのですが、要は、条例でこう書いておこうというレベルの話と、せっかくこういう本格的な基本条例をつくるので、「体制の充実」と、こういうふうに書くのであれば、具体的にどういうことをやるのか。例えば、どういう室を置くのかとか、常設的な窓口を置くとか、要は具体の施策がむしろ大事だと思うのですが、その点についてはいかがですか。

13条、14条、15条の点について、今回の基本条例をつくるに際して、やはり条例に基づいてこういうことを充実させますということ、それを区として方針を決めていただく必要があると思うのですけれども、その辺りはいかがでしょうか。基本のお考えを聞きたい

と思いますが。

○事務局 まだ具体的に窓口をというところまでは進んでございませんが、事業等につきまして充実を図っていくというところについては検討を始めていきたいと思っております。

○会長 そうだとすると、条例に合わせて実際充実させるのであれば、まさに機構・定員とか定数とか、あるいは予算、そういうものを来年度の当初に向けて並行して準備していく、そういう必要があると思いますけれども、そういうことを検討していかれるという理解でよろしいですか。

○事務局 はい、そのとおりでございます。

○会長 それから、15条のところで、先ほど来ご意見を頂いていますが、「助言」「指導」という言葉が使われていますが、実質的なところで言うと、被害者に対するケアだけでなく、加害者に対する抑止ということもやっていくということなのですか。ここは大事な点なので、確認の意味で質問をしますけれども。

○事務局 現在につきましては、やはり被害者対策を中心に考えてございましたので、加害者についてという点については考えていない部分でございました。

○総務部長 現在、加害者につきましては、今日、委員さんと委員さんがいらっしゃいました、保護司さんの観点と、実際に我々も、昨日も拘置所の所長が私どものほうに来ていただいておりますので、そういった連携については非常に密接不可分な関係だと考えておりますので、今の中で加害者というのを具体的にどういうふうにするかというのは、今、課長が申したとおり、今の段階ではなかなかちょっとどうしていくかというのが、今我々が考えているのは、保護司さんとか拘置所さん、または警察との連携というふうな形で考えている状況でございます。

○会長 そうすると、それがいいかどうかということも当然あると思いますが、仮に被害者支援のほうを当面考えるとしたら、いささか「助言又は指導」という言葉がそれにそぐうのかというのが、やはり複数の委員からそういう趣旨のご発言があるということで、私自身もいささか文言等とそぐわないのではないかなという印象を持っているところです。

あわせて、第4章についても委員からご意見を頂いているところですが、今回の条例に基づいて、これまでにない組織を設けるということですが、どういうイメージで、つまり、どういう構成メンバーで、どういうことをこの推進会議でやっていくことを考えているのか、その辺りもう少し詳しく説明していただけますか。

○事務局 現段階では、団体ヒアリングの中でというところになりまして、詳細を詰めてい

る部分というところではございませんが、実は、当事者の方が参加して話をしたい、また、ほかの方たちがどのように考えているかというところについて知りたいというようなご意見を頂いているので、フラットな関係性のある意見をやり取りする場というのが、まず一番初めの一歩としてとても重要であるというふうに認識しています。ここを確保するというところをまず進めていくことで、地域に根差した人権の啓発、もしくは課題の共有というところが進むというところで事務局としては考えているところでございます。

○会長 ありがとうございます。

今そのような事務局の説明ですが、そういうことを踏まえて、まだご意見を言っていたいない委員も含めてですが、引き続き、ご質問やご意見があればお願いしたいと思えます。

○委員 災害その他の人権課題についてということで、被災者ですよね。これを読んでも、これは被災者に対して何をするのか。要するに災害に遭われた方、葛飾区にも結構、この間の能登の地震でも葛飾区に避難してきていると思うのですが、これを読んでも、具体的な取組として、12番の「避難所における被害者のプライバシー」は、避難所におけることしか書かれてないのですね。3.11のときも放射能が何かで福島からこっちに来た人に「あれは福島だからさ」とか言って、「まずいんじゃないの」とかと、聞いていますよね、何か差別的な発言があったということで。中国は、魚がどうのこうので福島のは食っちゃいけないとかと言って、そんなことはないんだけど、妄想的なことがあって、そういったことに対する、避難してきた人に対する人権確保というのもやはり触れておくべきじゃないかなと思うのです。私たちがまたそういった災害に遭って避難した場合に、やっぱり同じような思いはしたくないということですよ。そういったこともやはり触れておく必要があるんじゃないかなと思いました。

あともう一つ、貧困です。今、子ども食堂というのが結構あって、今は子ども食堂を見ると、子どもの居場所みたいになっているようなのですけれども、本来であれば子ども食堂に来る人というのは、貧困家庭でちょっと食事が出せない、そういった人を本来子ども食堂というのは、そういった子どもたちが来て、食事を提供しますよということだったのですけれども、今はちょっと変わっていますよ。もともとはそういったことで子ども食堂というのは始まったんだけど、今は子どもの居場所になっていますので、区でも助成金を出していますよね。この間それで相談もあったんだけど。

そういったところに通う子ども、そういった子どもに対して、あれは貧困家庭だから付き

合っちゃいけないんじゃないとかということはないのですかね、今は。そういったことがまだあるのであれば、やっぱりそこも考えていかなければいけないのかなと。初めはあったんですよね。やっぱり最初の頃はあったんですよね。「子ども食堂は行っちゃいけない」とか、「あれは子どもの貧困の生活だから、あんたに食事を食わせていないみたいに親が思われるでしょう」とか言ってね。そういう話もあったんですよ。今は聞きませんけれどもね。今はそれが完全になくなっているのかどうかということで、いろいろ聞いてみると、今、子ども食堂もそれぞれの個性というのが出てきているので、居場所になっているところと、やはり貧困ですかね。

聞いた話だと、この間ちょっとあったのですけれども、障害者が来ていると、通ってくるんじゃないくて、届けると。そこに来ると、自分が来ているというのが分かっちゃうので、それを嫌がるので届けているという話も最近聞いたのです。区はそれに対しては助成金を3分の1に減らすとか何とかと言ってちょっとあって、子どものあれがあったのですけれども、「ちょっとどうなってるの？」という話を聞いたことがあるのですけれども、そういったところの何か差別的なことがあるようなので、そんなところも触れていただければいいのかなとちょっと思いました。

○会長 ありがとうございます。今の点について何か事務局からありますか。

○事務局 実は、委員が子ども食堂の運営をされているということなので、ぜひご意見を併せて伺わせていただければありがたいと思うのですが、よろしいでしょうか。

○会長 では、委員、お願いします。

○委員 子ども食堂をやり丸2年たちまして、3年目に入りました。

最初は貧困家庭のみとせず誰でもウェルカムという形でやりました。

そうしましたら、やはりお母さんたちが徐々に入り出しまして、今現在、十何人ぐらいお母さんと小さい子どもを連れた人たちが来て、居場所ですね。そういう人たちがサロンになって話をしたりとか、それから実質的に本当に困った人というの中にはいると思うのですけれども、必ず帰るときには「今日は助かりました。今日はうちに帰ってお風呂を入れて、これでゆっくりと寝られます」と、ちゃんと言ってくれる。私たちの目的がそれで達成できたのかなと。

今1回到100人～120人来ているのですけれども、区のほうに、この施策のほうとか何かと人権の問題ではないと思うのですけれども、今、材料が高いです。本当に材料の高さで、区のほうの予算というのは、大体3分の1を私たちが負担なのですね。そうすると、一

生懸命寄附を募って歩いている、それが現状です。足りないのはもう自分たちで手作りして安くしてという形でやって、やはり区長さんもおっしゃっていますように、地域の子ども食堂というのはとても大事なような気がしますので、もう一つつくろうかなと思っているのですけれども、とにかくあとスタッフの問題とか、一番の問題は経費ですね。それが現状です。

○会長 ありがとうございます。

それでは、委員から4ページ以降のところで併せて何かございますか。第7条以降のところ。

○委員 ちょっと気になったのですけれども、4ページの4番、「人権及び多様性」というところがありますね。これは「人権を尊重し、多様性を認め合う意識を」というふうな形で直したらどうなのか。何か言い回しがおかしいかなと思ったのですけれども。

それから、先ほど委員がおっしゃったように、犯罪被害者プラス加害者の支援。加害者の支援というのをどういうふうに盛り込んだらいいか、ご検討いただければと思うのですけれども。いわゆる罪が終わった段階の人が来て、居場所というのがやはり必要だと思いますので、それを検討していただければと思ったのですが。

あと、11条の(8)のところなのですけれども、「性別等による区民等の理解を深める」。「性別等」ではなくて、「性の多様性」とかという言い方をしたらどうなのかなと思ったのですが。あと、2項のところ、確かに啓発と必要な施策を行わなければならないということなので、「教育し、及び啓発するものとする」というところが、「尊重すること」というのがすごくたくさんあるのですが、どのようにして尊重するとか、具体的なあれがちょっと弱いのかなと思うのですが、いかがなものでございましょうか。

○会長 事務局からお願いします。

○事務局 ご意見ありがとうございます。

まず1点目、すみません、こちらのほうの誤植でして、今ご質問いただいております11条の(8)につきましては、「性別等」のところの「及び」というところは誤植で、そのまま残させていただいております。

あと、尊重するために具体的にどのような方法を取るのがよいのか、そして、そこをちゃんと盛り込むようにというご意見だというふうに理解してございます。その部分は少し今後検討させていただきたいと思います。

○委員 ありがとうございます。

○会長 よろしいでしょうか。

それでは、皆さんから言わば一巡としてご意見を頂きましたが、さらにちょっと追加的にこれだけは言い添えておきたいということがあればお願いしたいと思いますが、特に何かございますか。

○委員 ５ページの１１条のところで、さっき取組というので具体的なものを入れるべきだという話をされていて、２項のところを話したのですけれども、８条の２項も１１条の１項も基本的に啓発になっちゃっているんですよね。啓発限定で取組という構成はおかしいので、やはり１１条は、取組をちゃんとやるんですよという話にして、２項が逆に言うと１項になって、こういう取組をするんですよと、そういう取組に関係して２項のほうで啓発ですよとかという取組なのかなと。または、今のままで１項を残して啓発にするのだったら啓発で、２項は啓発に限定じゃなくて、取組。ちゃんと人権施策をする取組だというふうにするのかなというふうに思いました。会長から話されていたので、ここでべらべらとしゃべっちゃう話じゃなくて、ちゃんと文書で、メモで出すようにします。すみません。

○会長 ありがとうございます。

ほかにございますか。よろしいですか。ありがとうございます。

それでは、非常に各委員から重要なご指摘を頂いたと思います。実質的な施策の内容と、それから条例にふさわしいスタイルを仕上げていくという２つの課題があると思いますので、いずれのご意見も非常に貴重なものだと思いますので、ぜひ事務局のほうでは各専門の有識者の委員の方から頂いたご意見を最大限拾える形で条文の仕上げの作業をしていただきたいと思います。

今日この場でまだ十分言い尽くせなかったこととか、あるいは文章でしてみるとこういうイメージかなというところがあると思いますので、今から１週間後まで２４日までですか。４月の。

○事務局 １週間後となりますので、４月２４日までに頂戴できればありがたいと思います。

○会長 ということで、修文、意見ということで結構ですので、ご意見を頂ければと思います。それでより作業を進められると思いますので、よろしくお願いします。

８．その他

- ・関係者ヒアリングの実施結果と主な聴取内容について（報告）

・次回の開催日時について（第3回）

令和7年8月21日（木） 午前10時から

葛飾区役所新館 5階 705会議室・706会議室

○会長 それでは、一応今日の資料3についての審議はこれで一区切りにしまして、それでは、本日の「その他」の事項について事務局からお願いします。

○事務局 本日は貴重なお時間の中でたくさんのご意見、また、ご助言を頂きまして、ありがとうございます。更新した内容と趣旨につきましては、今後まとめまして再度ご報告するような段取りで進めさせていただきたいと思います。

次回につきましては、令和7年8月21日（木曜日）午前10時から開催したいと考えてございます。ご多忙のところを恐れ入りますが、皆様のご出席をお願いいたします。

また、先ほど会長からもお話しいただきましたが、先ほどお話しいただいたご意見、もしくは後で振り返っていただいたご意見につきましては、4月24日頃までに事務局のほうにメールでもファクスでも構いませんので、頂戴できますとありがたいと思っております。

実は今回のご意見を頂きながら、まだまだ十分に反映させていただいていないところがあるというところで、今後の懇談会の開催回数などにつきましても、また個別に委員の皆様のご意見を伺わせていただきたいと考えているところでございます。

○会長 あと、この3月までいろいろ関係団体のヒアリングをされてきたわけですね。それがまだ反映されていないということで、したがって、委員の方々から来週までに追加的なご意見を頂いて、あと関係団体からのこれまでの要望事項について、それも一括して反映させたものを、やはり8月上中旬になるのでしょうかね、時間的余裕も持って各委員に事前にお配りして、それで第3回の懇談会を行うということによろしいですね。

現時点で、3月までやってきた団体からのヒアリングの概要といいますか、特にどういう点についての要望が多かったとか、かいつまんで言うとどのような状況なのかを説明してもらえますか。

○事務局 では、簡単にご説明させていただきます。実は17団体の方々にご協力いただいております。事前に内容を送付させていただいて、ご協力いただけたところに伺わせていただいております。

大まかに言いますと、条例の全体に関する内容だったり、あと各内容にもう少し詳細に書いてほしいとか、あとは今後ぜひご自身たちも参加させていただきたい、参加したいという

ご要望が見られたかと思います。

あと、お子様についてなのですが、お子様についても子ども食堂などにご協力いただいて進めているという状況でございます。

以上でございます。

○会長 よろしいですか。

それでは、一応これで本日の審議予定については審議を終えたということではありますが、そういうことで、本日の会議を締めさせていただきますよろしいですか。

○総務部長 ありがとうございました。

5. 閉 会

○会長 それでは、本日はこれをもって終了したいと思います。どうもご協力ありがとうございました。

午前11時35分 閉会